

会 議 概 要

審議会等の名称	令和4年度第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時	令和4年8月4日（木）14時～16時30分	
開催場所	市川市役所第1庁舎 第1委員会室（住所：市川市八幡1-1-1）	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、宮本委員、亀田委員、知久委員、阿部委員、武原委員、幸前委員、湯浅委員、富永委員、井上委員、藪谷委員
	所管課	下水道経営課
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課
議題及び会議の概要	公開・非公開の別	非公開の場合の理由
社会資本整備総合交付金事業に関する事後評価について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
下水道事業の経営改善に向けた取り組みについて	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
市川市汚水適正処理構想の見直しについて	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
下水道使用料の改正について	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0人	
閲覧・交付資料	資料1：社会資本総合整備計画に関する事後評価について 資料2：下水道事業の経営改善に向けた取り組みについて 資料3：市川市汚水適正処理構想の見直しについて 資料4：下水道使用料の改正について	
特記事項		
所管課	水と緑の部 下水道経営課（内線：17533）	

様式第3号別紙

令和4年度第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和4年8月4日（木）午後2時～午後4時30分

2 場 所：市川市役所第1庁舎 第1委員会室

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、
宮本委員、亀田委員、知久委員、阿部委員、武原委員、
幸前委員、湯浅委員、富永委員、井上委員、藪谷委員
市川市 高久利明（水と緑の部長）、八田一生（水と緑の部次長）、
松井利樹（下水道経営課長）、松丸宏（河川・下水道管
理課長）、岩佐伸幸（河川・下水道建設課長）、他

4 会議内容：

1. 社会資本整備総合交付金事業に関する事後評価について
2. 下水道事業の経営改善に向けた取り組みについて
3. 市川市汚水適正処理構想の見直しについて
4. 下水道使用料の改正について

《配布資料》

- ・資料1 社会資本総合整備計画に関する事後評価について
- ・資料2 下水道事業の経営改善に向けた取り組みについて
- ・資料3 市川市汚水適正処理構想の見直しについて
- ・資料4 下水道使用料の改正について

【 開会宣言 】

森田会長 これから令和4年度第1回市川市下水道事業審議会を始め
ます。

【 審議会成立の確認 】

森田会長 本審議会は、審議会条例第7条第2項により、委員の半数
以上の方が出席されておりますので、成立していることをご
報告いたします。

【 会議の公開について 】

森田会長 続きまして、会議の公開についてですが、市川市が主催い
たします審議会等につきましては、市川市審議会等の会議の
公開に関する指針の第6条に基づきまして、原則公開となっ
ております。また、今回の案件につきましては、個人に関す
る情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会を公開
とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、本日は公開とさせていただきます。

また、本日は、今のところ傍聴人はいませんので、このま
ま審議を続けたいと思います。

それでは、議題1の「社会資本整備総合交付金事業に関す
る事後評価について」事務局よりお願いします。

【 議題1 】

岩佐課長 河川・下水道建設課の岩佐でございます。

(1 ページ) 本日一つ目の案件であります、社会資本総合整備計画に関
する事後評価についてご説明いたします。

(2 ページ) はじめに、社会資本総合整備計画で活用している二つの交

付金について、どのような制度なのかご説明いたします。

まず、青色の社会資本整備総合交付金とは、国土交通省が平成 22 年度予算に創設した交付金制度であります。16 項目の基幹事業に対して地方公共団体が自由に事業を行うことで、各事業の効果を高めるための総合的な交付金制度となっております。本市の下水道事業では未普及対策事業として活用しております。

赤色の防災・安全交付金とは、16 項目の基幹事業に対して交付金を活用することが可能という点では青色の社会資本整備総合交付金と同様ですが、その中でも防災・安全に関する事業を対象とした交付金制度として、平成 24 年度の補正予算から創設された交付金制度です。この交付金は、地域住民の命と暮らしを守る老朽化対策や事前防災・減災対策の取り組みなど総合的な安全確保を目的とした交付金制度であり、本市の下水道事業では浸水対策事業、下水道総合地震対策事業、長寿命化対策事業で活用しております。

(3 ページ)

本市の下水道事業ではこれらの交付金を活用し、国からの交付金を事業費の一部に充て、事業を進めております。

交付金制度の主な手続きとしては、作成した社会資本総合整備計画に基づき、毎年、交付金の予算措置について国に要望しております。その後、年度当初の国の措置状況に応じた交付申請・交付決定を経て、各事業の実施という流れで年度ごとに交付金事業を行っております。

一方で、市が策定した事業ごとの計画書は事業種別毎に目標値を設定しており、計画期間終了後には事後評価を実施することが求められております。

なお、事後評価結果は市のホームページへ掲載することで公表いたします。

(4 ページ) 本市では交付金を活用した事業は 5 つございますが、それぞれの事業概要と実施結果について、①から⑤の順でご説明させていただきます。

(5 ページ) 初めに①未普及対策事業について、ご説明いたします。

本市の下水道普及率は、平成 27 年度末時点で 71.9%と、全国平均や近隣市と比較しても低い状況にありました。

下水道整備が遅れた理由は、2 つの道路整備が関連しており、都市計画道路 3・4・18 号の赤色破線で示した道路と東京外郭環状道路のオレンジ色点線で示した箇所になります。もともと、これら大きな道路の下には千葉県流域下水道の幹線管渠が計画されておりましたが、施工の効率性の関係から道路整備と一体で整備された経緯がございます。

県の流域幹線（市川幹線、松戸幹線）が整備されたことで、それに繋がる市の公共下水道の整備が可能となり、市街化区域の下水道が未整備の状況にある地域から早期整備を図るため、効率的な整備に努めてまいりました。

その結果、整備計画で設定した定量的指標に関しまして、計画期間の目標値であった令和 2 年度末の下水道普及率 75.1%に対して実績値は 75.9%と目標値を達成しています。

(6 ページ) 続きまして、②浸水対策事業について、ご説明いたします。

本市の雨水整備に関しましては、外環道路整備を契機に、浸水常襲地区であった市川南地区及び高谷・田尻地区を優先整備区域に定め、本交付金制度を活用しながら、幹線管渠やポンプ場の整備を進めております。

雨水整備には莫大な時間と事業費がかかるため、整備計画期間における整備の進捗としては少なく感じますが、優先整備区域で雨水管渠・ポンプ場を整備したことで外環道路周辺の浸水被害を軽減することができました。

整備計画で設定した定量的指標に関しましては、計画期間の目標値であった令和2年度末の整備目標面積15%に対して実績は14.9%と目標を概ね達成しています。

(7 ページ)

次に③施設耐水化事業について、ご説明いたします。

近年の気候変動の影響等による頻発する大雨により、河川氾濫による被害とともに、多くの地域で内水氾濫による浸水被害が生じています。

他の自治体では下水道施設自体が被災し、その際、機能の復旧に多大な時間を要したことから、市民生活に大きな影響を及ぼした事例もありました。

そこで事前対策としての耐水化を図っておくことが重要との考えから、国土交通省では、令和3年度中に全国の自治体で耐水化計画を策定するよう通知をしました。

それを受けまして、本市でも一定の確率で発生しうる中高頻度の降雨による浸水に対して、施設の機能を維持することを目的とした耐水化計画を作成しています。

具体的な施策としては、各施設の想定浸水深により土のう積みの対応、止水板の設置、防水扉の設置等を基本とし、現地状況を踏まえた対策を検討しております。

対策が必要な施設としては、合流式のポンプ場の2施設(菅野、真間ポンプ場)、雨水のポンプ場1施設(押切ポンプ場)、処理場1施設(菅野終末処理場)の計4施設で、いずれも簡易な対策により防護可能であると、判定されております。

令和2年度までの社会資本総合整備計画では耐水化計画の策定までを目標としており、対策の実施については、今後のストックマネジメント事業や総合地震対策事業などの実施時に合わせて行うこととしております。

(8 ページ)

続いて④下水道総合地震対策事業について、ご説明いたし

ます。

阪神淡路大震災や東日本大震災での、下水道施設の損傷による災害復旧活動や日常生活の衛生環境の確保に対する教訓から、交付金事業として下水道総合地震対策事業が創設されました。本市においては、平成 27 年度に「市川市下水道総合地震対策計画」を策定しました。これに基づき、本交付金制度を活用しながら、緊急輸送道路下や防災拠点系統路線など重要な幹線管渠について、マンホールの浮上防止・マンホールと下水道管との継手部の可とう化などの耐震対策を行うとともに、避難所である小学校にマンホールトイレを整備しております。

平成 28 年度から令和 2 年度までの前期 5 年間での対策を予定していた特に重要な管路施設 22.2 キロメートルの耐震対策、及び小学校 5 校へのマンホールトイレ整備という目標に対し、実績としては 20.2 キロメートルの耐震対策、小学校では目標どおり 5 校へのマンホールトイレ整備を実施しました。

(9 ページ) 最後に、⑤下水道長寿命化事業について、ご説明いたします。

今回長寿命化事業を実施したのは、菅野終末処理場及び菅野ポンプ場、真間ポンプ場を有する菅野処理区です。菅野処理区は本市で最も古くから下水道事業を開始した地区であり、施設は昭和 47 年 4 月の供用開始から 50 年が経過し、老朽化が著しい状態です。施設が機能停止に陥った場合、汚水処理が滞ることとなり、甚大な被害が発生する懸念があります。

交付金を活用した予防保全的な改修等を平成 28 年度から開始しました。菅野ポンプ場では雨水ポンプエンジン 4 基、汚水ポンプ 2 基を、真間ポンプ場では雨水ポンプエンジン 3 基、非常用発電機 1 基の計 10 機を目標どおり改修いたしました。

た。

(10 ページ) 社会資本総合整備計画の指標は本交付金を活用した5つの事業で設定しておりましたが、すべての事業で目標を概ね達成することができました。

今後も、本市の下水道未普及箇所を早期整備や住民の生命・財産を守るため、各事業取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

【 議題1の質疑応答 】

森田会長 それでは、委員の皆様からご質問、或いはご意見等あれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

富永委員 ①未普及対策事業について質問したいと思います。目標値75.1%に対し、実績値75.9%の実績を上げたということですが、これは地区別、或いは下水処理場別で、パーセンテージがでて、それを合わせて75.9%となっているのか教えてください。

岩佐課長 地区別でそれぞれパーセンテージを出しております。手持ちの資料の令和4年度から令和3年度末のデータでお知らせしますと、令和3年度末で76.8%まで普及率が上がっております。

市川、南八幡地区や、妙典、行徳、南行徳地区、それと鬼高、田尻地区、北国分、中国分、国府台、須和田、曾谷地区、大野、柏井、宮久保、北方地区、合流の地区、中山、二俣地区と7地区で普及率等は算出しております。

当時のデータですと、江戸川左岸流域下水道の範囲につきましては73.7%、真間菅野地区は菅野処理区となりまして100%、そして中山二俣地区は船橋の方の処理場で処理する西浦地区でして75.9%となります。

富永委員 そうすると、菅野地区がほぼ 100%を達成していて、他の地区が 73%75%であり、その 2 地域でこれから重点的に整備を行っていくということになるわけですね。このまま計画を阻むような問題は何もなく順調に進んだとして、普及率が 100%に達するのは、いつくらいになるのでしょうか。

岩佐課長 市川市の污水適正処理構想においては令和 11 年度を目標としております。

この後ご説明する予定ですが、今年度に污水適正処理構想の見直しを行う予定としておりまして、その見直しの中で、改めてまた関係機関と協議しながら、完成目標につきましては検討していきたいと考えております。

武原委員 市川市に限らず、下水道は 100%普及した方がいいという考え方で普及率が出ていると思うのですが、ということは、かなり高性能な合併浄化槽でも、それを廃止して全部公共下水道につなぐということですか。

森田会長 後の議題で污水处理構想というものが出てくるのですが、これは市川市だけでなく全国で行うものでして、大体 9 割ぐらいは公共下水道のタイプで残り 1 割ぐらいが浄化槽のタイプというように分けています。

それは、例えば別荘地みたいに、人は少なく土地は広いところは浄化槽にしましょうというように、その自治体が決めています。ですので、将来下水道だけど今はないから浄化槽を使っているというところは接続しますけども、家同士が離れているところは浄化槽というように計上していますので、100%全部公共下水道というタイプではないです。

武原委員 そうすると、市川市も今 75%と言っていますけど、決して 100%を目指しているわけではないのですか。

岩佐課長 市川市の場合は、市街化調整区域も含めまして、100%の下

水道整備を今のところ考えています。

富永委員

⑤下水道長寿命化事業についてお尋ねします。目標値100%（10機）実績値100%（10機）と定量的指標で表現しましたとあるのですが、対象物がポンプエンジンということであれば、1機2機ではなくて、処理能力の例えば立米や馬力などの表現が適正ではないかと思えます。定量的に把握することは適正かどうかお聞きしたいです。

玉置副参事

もともとあるものについて同じ能力のものを新しく更新するという形でしたので、今回の場合は、処理能力というよりも、回収しなければいけないものを何機ずつという形で定量的に表しています。

富永委員

例えば、機械であれば、新設した時は100馬力です。そして、使っている間に経年劣化して80馬力になります。それが、今回、改修などを実施して従来の100に戻しますということで、100馬力という表現は正しいのではないかと私は思います。だから、80馬力或いは60馬力になったものを、新しく新品のように改修したりしたものであれば、やはり私は、1機1機よりも能力で表した方がいい、結果的には同じことだと思えますが。

玉置副参事

今のご意見を参考にしながら、社会資本整備計画書という計画書がありますので、その記載の仕方についても検討しながら進めていきたいと思えます。

阿部委員

浸水対策事業についてですが、まず予算の考え方を尋ねます。社会資本整備総合交付金について、交付金事業全体でまとめて1つで受け入れて、汚水事業と雨水事業の必要事業に対してどのぐらいのメリハリをつけて配分するかは、市川市で考えていくという考え方ですか。それとも、交付金は1つ1つの事業について請求していく形になりますか。原則まとめ

て交付金請求をして、総合的な交付を受けていると説明があったと思いますが、交付金のあり方を教えてください。

岩佐課長

交付金については、それぞれの事業ごとにいくらほしいですという形で、国に要望します。それに対して、国がいくら交付しますと決定します。全部つくところもありますが、一部切られることもあり、場合によっては当初要望している金額より少ない額で交付決定される場合もございます。市である程度その事業の年度ごとにこれだけやりたいですということのを要望して、それに対して国はこれぐらい交付金をつけますという交付決定をします。

阿部委員

それに基づいて、雨水事業の予算というのは交付金が満額でついているのかということを探ねます。それから大変多額の金額と時間かかるという話でしたが、目標値 15%とありまして全体の面積からなのかよくわからないのですが、いつごろまでに何平米整備していくのか、今後の目標はあるのでしょうか。

玉置副参事

交付金の交付率ですが、雨水事業は先ほどご説明しました計画書の中で、防災安全交付金っていうものを使っておりまして、基本的にはほぼ 100%ついています。未普及の場合は、社会事務総合交付金の計画書の中で使っておりまして、現時点で 100%です。

森田会長

先程の質問は、この目標値の 15%の分母は何で、分子が何だということかな。標準的なことを言いますと、5年に1回の雨に対応できるようなパイプを作ったりとか、ポンプを作ったりする面積がありまして、それは計算できるのですが、そのうちの 10ヘクタールの整備が終われば、雨水耐水整備率は 10%になりました、今年 5%あるいは 15%になりましたと言ったように、5年に1回か 10年に1回かは自治体によって違

います。

玉置副参事 分母ですが、基本的にこの計画書に載っております優先地区の市川南地区と高谷田尻地区の面積の中の整備した面積が15%であるということです。

森田会長 このパワーポイントにある728ヘクタールが分母ですね。

玉置副参事 全体で728ヘクタールです。

森田会長 実際は109ヘクタールを整備したから、14.9%が整備の終わったものですね。

阿部委員 728ヘクタールというのは市川南地区と高谷田尻地区を合わせたものですね。ということは、雨水事業で鬼高とかいろんな地域の問題出ていましたけれども、そういう地域は分母自体に入っていないという考え方ですか。

玉置副参事 整備計画書の事後評価ということで説明させていただいておりますので、この計画書の中ですと、市川南地区と高谷田尻地区の2地区を計画書の中に入れており、市川市全域というわけではありません。

阿部委員 この2地区について100%になるイメージはどのぐらいの期間を考えていますか。

高久部長 雨水事業の場合は汚水事業と違いまして、今までに下水道事業ではないところで、何らかの施設を作って参りました。例えば、U字溝があったり、すでに水路があったり、柵渠があったりということです。ここに書いてあるものは、あくまでも下水道事業で行う場合ということで、一応、市全体計画は立てているのですが、下水道事業で作ろうと思っている施設と同等のものがすでに入っている部分もあります。だから、この数字を見ると低いように感じるのですが、この数字に入っていないエリアが浸水等、排水施設が何もないわけではなく、現在もそれなりの機能を果たしている何かは大体は存在して

います。ですから、汚水事業の場合は、汚水管を作らなければ汚水は流せないのですが、雨水事業の場合は、何らかがありますので、100%を目指すってということには実際はならないと思います。少しわかりにくいのですが、ではどこを目指すかとなるのですが、今は50ミリの雨に対して市川市は事業を進めていますので、50ミリの雨に対して浸水をするような箇所に対して整備をしていくということになります。だから、本来はそれを100%として計画に設定した方がわかりやすいのかもしれませんが。

湯浅委員 基本的なことですが、下水道法による事業認可区域があります。この事業認可区域の中で、予算化して、それぞれ整備計画を立てて、国に交付金要請をしているのですか。

岩佐課長 下水道法に則って認可をとっているところを整備しております。この中で、毎年、整備するところを決めて、その予算を計上して、国に必要な予算を要望しております。

湯浅委員 そうしますと、それぞれの交付金の申請計画があるのですが、年度ごとに下水道の処理面積が若干変わってきているのですか。これは認可区域の中が基本になって、それを変更しているということなののでしょうか。例えば、平成28年度は2231ヘクタールが処理面積として申請が上がっていて、平成32年が2374ヘクタールというふうに変化しています。この変化というのは、認可の区域が変更しているということでしょうか。今の数字は、この配布書類の中にはなく、ホームページの計画書に表記されている数字です。

なぜ疑問かという、市川市の総面積が5745ヘクタールなのですが、そのうちの申請に当たっている処理面積が、30%40%50%というように年度ごとに若干ずつ広がっていきます。市川市全域が分母なののでしょうか。それとも認可整備

というのはまた別なのでしょうか。

森田会長

一般論で言いますと、全体計画というものがあります。市川市の場合は先程のお話のように全域が下水道区域なので、湯浅委員が言った5740ヘクタールが全体計画区域になります。そして、認可計画というのはだいたい7年ぐらいで工事する区域ですので、全体のうちの今年はここまでやりましょうと決めて、毎年少しずつ整備して、大体終わりかかった頃に次の認可計画をしますので、1回目の認可計画と2回目の認可計画は面積が違います。それはその年その年の工事の進捗状況によって違う、そのような仕組みになります。

湯浅委員

わかりました。そうしますと、その認可で終わった面積が分母になって、国への交付金申請を事業としては行っているということですね。

森田会長

そうですね。認可区域に基づいて申請しまして、その7年間に申請しますが、今年の分がその7年の1かどうかはわかりませんが、そうやって申請していきます。

湯浅委員

例えば30年度は44%ぐらいですが、そうすると残りの5割以上のところが交付金をもらわないで独自の費用で何か改善計画を立てて短期でやっていくということでしょうか。

森田会長

その45%と55%の間はわからないのですが、45%まで終わって、その次の年から55%をやるということかなと思いますが。交付金でやる区間と、単独で市でやる区間というのは、管の太さが違うので、明らかに分かれています。今年だけ全部交付金でやるパイプだけ整備して、来年は市の費用の細かいパイプだけやるということはないです。そうしないと、家から道路の下の太い管につなげないので、単独費とそれから交付金とバランスよく整備をしているはずですが、そうですね。

岩佐課長 認可をとって整備を進める際に、7年の範囲で計画的に整備を進めていきます。それで、ある程度整備が進んだら、次の認可区域の拡大ということで、次の認可を新しく取って交付金を活用しながら整備をしていきます。認可というものはどんどん増やしていくということです。

森田会長 ありがとうございます。では、また何かお気づきの点があったら後で質問していただきまして、次の議題2の「下水道事業の経営改善について」事務局から説明をお願いします。

【 議題 2 】

松井課長 下水道経営課の松井でございます。

(1 ページ) 下水道事業の経営改善に向けた取り組みについて、説明させていただきます。よろしくお願いたします。

本市下水道使用料の今後のあり方については、令和2年度に諮問させていただき、下水道使用料算定期間である、令和4年度から6年度において、基本使用料及び各水量区分の使用料の一律5.6%引上げが、妥当との答申をいただいたところですが、その際、付帯意見として、下水道使用料増収や未収金の回収などの経営改善に努めることとされてきました。そのため、これらの取り組みについて、現状をご説明させていただきます。

(2 ページ) 始めに、公共下水道接続率の向上についてです。

本市の水洗普及活動業務は、シルバー人材センターへ委託し、市内在住の未接続家屋の所有者に向けて、早期の水洗化を促す案内文書の配布や、下水道接続工事費用の無利子貸付金制度の周知を行っています。

水洗化人口の推移ですが、令和3年度末では昨年度比4,100人増の35万200人、水洗化率は昨年度比0.1%増の92.8%となっています。水洗化率は、「実際に下水道に接続している水

洗化人口」を、「下水道の整備済み地域に居住している処理人口」で、割って算出していますが、現在、本市は未だ整備面積を拡大していることから、分母となる処理人口も毎年度増加しており、水洗化人口の増加がそのまま水洗化率の伸びにつながらない状況となっています。

(3 ページ) 本市では、公共下水道接続のための経済的負担を軽減するため、無担保、無利子の貸付制度を昭和 48 年に制定し、水洗普及を促進しておりますが、令和 4 年度より、利便性をさらに高めるため、貸付対象者の拡大と共同住宅向け貸付制度の新設を行いました。

これまでの制度では、戸建住宅の持ち主、若しくは、戸建住宅が賃貸の場合、貸主の同意を得た借主を対象者として、汲み取り便所を水洗化便所に改造する場合には 40 万円以内、その他の場合は 30 万円以内の貸付を行ってまいりました。

令和 4 年度の改正では、これらの貸付対象者に加え、戸建て賃貸住宅の貸主も貸付対象者とするとともに、新たに共同住宅を貸付対象とし、貸付額を 80 万円以内としました。

尚、共同住宅の貸付については、今年度すでに 2 棟の貸付申込があり、一定の効果があつたものと考えております。

(4 ページ) 下水道使用料滞納整理の強化についてです。

下水道使用料の未収金につきましては、上下水道料金の徴収を一元化した、令和 3 年 1 月以降に発生する未収金は、県が収納することになりましたが、それ以前に発生した未収金は、市が引き続き収納を行うことになっています。

本市では、滞納整理業務の一部を民間の業者に委託しておりますが、上下水道料金徴収一元化を機に、市職員と徴収事務受託業者、それぞれの役割を明確に区分し、連携を密にすることで、効率的な収納率向上に努めることとしました。

具体的には、滞納額 10 万円以上の滞納者は市の職員が担当し、差押予告通知書による文書催告に応じない悪質滞納者には財産調査を行い、滞納処分を行っております。また、10 万円未満の滞納者は受託業者が担当し、差押予告通知書で反応のあった滞納者に、電話等で分割納付などの納付指導などを行っています。

このような取り組みの結果、令和 3 年度の収納率は 95.7% と前年度 93.7% より 2 ポイント上回り、滞納額についても、前年度の 3 億 4,729 万 9,013 円から 2 億 1,993 万 7,533 円へと、1 億 2,736 万円の減額となったところです。今後も引き続き、未収金の回収に努めてまいります。

(5 ページ)

一般会計との負担区分明確化の検討についてです。

下水道事業会計は、「雨水公費、汚水私費」の負担区分の原則に基づき、汚水処理に要する経費は原則として下水道使用料で賄うことになっていますが、下水道の公共性などの観点から、国が公費負担を認めた一部経費については、基準内繰入金として一般会計が負担することが認められています。しかしながら、本市の場合、下水道使用料と基準内繰入金だけでは、資金収支を賄えておらず、毎年度、資金不足を一般会計からの基準外繰入金で補填しています。

そこで、この基準外繰入金をゼロにするための、本市下水道使用料のあり方について、令和 2 年度に諮問し、5.6% 引上げの改定が必要との答申をいただいたところです。この答申に基づき、下水道使用料改定の必要性を、今後使用者へ説明していくにあたり、基準外繰入金の発生要因別を、項目別に明確化し、「基準外繰入金の見える化」を図りました。その結果、公費で賄うべきと判断した項目については、基準外繰入金で賄い、下水道使用者へ負担を求めないこととしました。

基準外繰入金の項目と、今後の対応は次のとおりです。

まず、汚水建設改良費の一般財源分については、汚水私費の原則に基づき、下水道使用料で賄っていくこととします。

次に、雨水建設改良費の一般財源分については、雨水公費の原則に基づき、一般会計からの基準外繰入金で賄うこととします。

次に、生活保護受給者等の下水道使用料減免分については、受益者負担の原則に基づき、他の下水道使用者へ転嫁することはできません。また、生活保護受給者に支給される生活扶助費には、日常生活に必要な費用として、下水道使用料も含まれていると考えられていることから、経過措置を設けた上で廃止することを検討しています。尚、詳しくはこのあとの議題で、説明させていただきます。

最後に、受益者負担金の減免分についてです。受益者負担金は、新たに下水道が整備された地域の住民から、建設改良費の一部負担金として、土地 1 m²あたり 250 円を徴収するものですが、国や県の施設がある公有地などについては、公共性が高いことなどの理由で減免されています。しかしながら、これらの公共施設の受益者は、下水道使用者のみならず、広く市民全般に及ぶものであることから、減免分を下水道使用料で補填することは合理的ではなく、一般会計からの基準外繰入金で補填することとします。

(6 ページ)

このような考えに基づく、基準外繰入の推移及び今後の見込みについてです。現行では、基準外繰入金を出資金として、平成 30 年度以降、平均 4 億 2,700 万円を補填していたところですが、使用料改正と併せて見直しを図ることで、今後は、雨水建設改良費の一般財源分、受益者負担金の減免分は残るものの、その他は削減できる見込みですので、生活保護減免

の廃止まで行いますと、約1億4,200万円程度となり、従来の半分以上まで削減できる見込みです。

今後も、地方公営企業の独立採算、受益者負担の原則に基づき、継続的に経営改善に向けた取組を行うことで、安定的・持続的な経営を目指してまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

【 議題2の質疑応答 】

森田会長 それでは、議題2につきましてご質問等を伺いたいと思います。いかかでしょうか。

富永委員 市の会計について大幅に改善していて、税金を納める身としても非常にありがたいと思います。特に、下水道使用料の滞納整理については、例えば市役所の中で給食費の未納等は他の滞納整理部門に整理を任せているところではありますが、下水道事業についても、規則の範囲内で使えるはずですので、取り立ては強く求めたいと思います。

松井課長 貴重なご意見ありがとうございます。滞納整理につきましては、今まで現年分の徴収と合わせてやっていたところがありましたので、過年度の未収金にあたるものにはなかなか手が回らないという状況もありました。しかし、令和3年1月から、県との上下水道料金の徴収一元化が始まりまして、県が新たに発生する未収金に対応することになりましたので、徴収一元化前の未収金を徹底的に削減する目的で、新たな取り組みを始めたところです。5年間で時効となってしまいますので、それまで全力で滞納整理をしていきます。

幸前委員 基本的な質問ですが、1.公共下水道接続率の向上の中の、行政人口と処理人口の違いを教えてください。また、水洗化人口というのは、いわゆるくみ取り式から水洗式に変えることですか。それとも、下水道が通っているけど、水洗トイレ

を下水道につなげていないということですか。もう一度説明いただけますでしょうか。

松井課長

処理人口とは、市川市の行政人口のうち、下水道が整備されていて、つなげば下水道を使えますという区域に居住されている人口です。

水洗化人口とは、国や自治体によって定義が違うところがありまして、一つは、浄化槽で処理していても汲み取り便所を水洗便所に変えたことを水洗化人口という場合もございます。もう一つは、完全に公共下水道に接続したことを水洗化人口という場合もございます。本市の場合は後者の、もともと水洗便所であったところでも、公共下水道につないだ時点で、水洗化人口としてカウントしております。ですから、本来その区域の方々が全員つなげれば100%になりますが、まだ未接続の住民も存在することから、100%には至らないです。

阿部委員

100%ではないということは、下水道が通っていても、それを使わない人がいるということですが、その理由は何ですか。

松井課長

経済的な理由が大きいです。水洗化して下水道と接続するために、大体30万円くらいのお金がかかりますが、家が古いのにそこまでお金をかけてまで今の家でやりたくないとか、高齢の方ですと、もう今更変えても仕方ないとか、そういった理由でなかなか水洗化が進まないところであります。

阿部委員

すると、その融資制度のような話も出てくるのでしょうか。でも、なかなか100%にすることは難しい、限界があるといったことは事実だと、そういう理解でいいですね。

松井課長

本市の場合は、ある程度整備が終わってしまえば、分母がほぼ固定されますので、どんどん水洗化率を上げていくことはできるのですが、本市の場合は、未だ整備を進めているところであり、分母も毎年広がっていく状況です。そのため、

基本的に今の水洗化率を維持するだけでも結構精一杯な状況ですが、水洗化率を上げていくための取り組みは継続的に取り組んでまいります。

阿部委員

要するにこれからの話なのでしょうけど、下水道料金を引き上げるための要件として、こういうことをやっていくよと資料が配られています。下水道事業の経営改善に向けて他に何かもっとやるべきことというのは、イメージされていることがありますか。或いは、そういう経営改善と言いますか、経営構築というものを見る指標みたいなもの、それは単純にその収支だけというものもありますが、何かそういった比較するようなものがあり得るのかどうかと、一般論で恐縮ですが、その辺を教えていただきたい。

松井課長

例えば、汚水処理に要する経費を使用料で賄っているのかどうかをみる「経費回収率」という指標があります。本市は、令和3年度決算では99.61%ですので、汚水処理に要する経費の99.61%までしか下水道使用料で賄えてない状況となります。それ以外の不足分は、一般会計から繰入を行い、収支を賄っているという状況です。

経常収益と経常費用を比べた「経常収支比率」という指標もありますが、そちらも令和3年度決算では99.5%、やはり経常費用が経常収益を上回っている状況ですので、この辺は改善しなければいけないと考えております。

湯浅委員

公共下水道の接続率の向上ということで貸付制度があるのですが、これは近隣市の状況はどうなのでしょう。たまたま下水の建設会社さんが来たときに話を聞いてみたのですが、建物によって工事の金額が大分変わっていくそうですね。50万かかるとか80万とかですね、浄化槽を撤去しなければいけないとか撤去方法もどうなるのかとか、いろいろなパターン

があるらしいので、一律に戸建てはいくらで共同住宅がいくらというように市川市では決めているようですが、近隣市の状態はどうなのでしょう。その辺の比較も含めて、今後、変えていく計画はあるのかお伺いしたい。

松井課長

今は近隣市の資料が手元にはありませんが、近隣市もそれほど大差はないと考えております。今回ご説明しました、令和4年度から共同住宅向けの貸付制度では80万円と上限を決めましたが、上限については、業者に一般的な工事費用についてヒアリングを行ったところ、80万円ぐらいが多かったため、上限額として設定させていただいています。おっしゃるように、もし今後、実態と乖離があるようでしたら、改善を検討していきたいと思います。

武原委員

今の下水道接続の具体的な工事費を聞きたいのですが、各家の前の接続するところに口をつけると思うのですが、その位置がどこにあるかで、宅内の工事が随分違ってくると思います。そういうことを相談できる場所は業者だけですか。例えば、どこにつけるのが一番いいか、宅内のコンクリートのところに下水管をつけるとどうなのか。コンクリートを壊してまた作ると大変な費用がかかりますが、それが路地であれば安くなると思いますけど、それをどこにつけるのがいいか、私もまだ浄化槽ですけど、皆さん悩むと思います。そういう時に、具体的に一番安くできる方法を相談できるような窓口があるといいなと思います。建物の見取り図とか宅内の様子とかがわかって、工事をできるだけ安くできるようなものです。

岩佐課長

市で公設柵をつける際に、住んでいらっしゃる方に、どの位置がいいかを伺い、公設柵申請書という申請をいただいております。その際に、宅内の排水設備業者を取りまとめている

る組合をご紹介して、そちらから接続工事業者を皆様にご紹介しています。皆様はその業者と、位置や費用をご相談して、皆様とその業者とで決めていただきます。そのようにして、公設枿の設置についてはお願いしているところでございます。

武原委員 業者に聞くのですね。

岩佐課長 そうです、宅内の接続業者と相談して決めていただいています。

武原委員 令和4年度から変更した、貸主が居住していなくても貸付可能というのは、空き家になってもということでしょうか。

松井課長 共同住宅ですと、実際にはオーナーさんはお住まいではなくて離れたところに住んでいて、その共同住宅には借り主だけが住んでいるような場合がありますので、その場合でも貸主の方に改造資金を貸し付けるという制度になります。空き家ですと、そもそも使われておりません。

武原委員 それでもやはり、公共下水道が入ってきたら何年か以内につなげなければいけないことはないのですか。

松井課長 本来であれば、下水道法上は公共下水道につながないといけません、罰則規定等はございませんので、先ほど言いましたように、経済的な理由等でつながない方もいらっしゃいます。

武原委員 何年以内につなぐとかあるのですか。

松井課長 例えば、汲み取り式便所の場合は、下水道が通った場合に、3年以内に水洗便所にしないといけないという法律もありますが、そちらも実際は罰則規定がありませんので、中には水洗化されない方もいらっしゃいます。

武原委員 浄化槽の場合もないのですか。

松井課長 水洗便所で浄化槽を使われている方は、期限というのはないのですが、遅滞なく下水道につなげなければならないとい

うものはあります。

武原委員 何年でもいいのですか。

松井課長 「遅滞なく」となっているため、明確な期限はありません。

武原委員 その辺期限を設けないと、浄化槽がいつまでも使えるのだったら、そっちの方がいいかなという人もいますよね。

松井課長 つながない方も下水道に接続しなければならないということとは重々承知されていると思いますが、やはり罰則規定がないということもあって、なかなか進まない状況です。

井上委員 3. 一般会計との負担区分明確化の検討ということで、気になるところがあるのですが、下水道使用料の生活保護受給者の減免分で、経過措置を設け、減免の廃止を検討と書いてありますけれども、今の世の中でコロナはいつ終わるかわからない状態で、生活保護に結びついているかどうかかわからないのですが、やっぱり生活保護受給者の方でも生活は厳しいのかなと思うのです。行政として、本当にスパッと切ってしまうて大丈夫ですか。

松井課長 詳しいことは、この後の議題でご説明をさせていただきますが、いわゆる下水道事業の経営という考え方から言うと、減免した分は誰が払うかという話になりまして、そうすると下水道使用料を払っていただいている方にその減免の分を上乗せしてお支払いいただくことになり、公平な負担をいただくことができなくなります。そのため、下水道事業としてはやむを得ないところもあります。

森田会長 よろしいでしょうか。それでは、次の議題の「汚水適正処理構想の見直しについて」事務局よりお願いします。

【 議題 3 】

岩佐課長 議題 3 の汚水適正処理構想の見直しについてご説明いたします。
(1 ページ)

(2 ページ)

はじめに、本市の構想の概要を説明する前に、関連計画を含めた計画体系について、簡単に説明させていただきます。

「汚水適正処理構想」につきましては、下水道法に基づく汚水事業の最上位計画である「流域別下水道整備総合計画」と整合を図るとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活排水処理の上位計画である「一般廃棄物処理基本計画」とも調整を図り、汚水処理施設の効率的かつ効果的な整備に向けた方針を定めるものとなっております。

この汚水適正処理構想は、千葉県構想と市町村構想からなり、千葉県構想は各市町村の構想をとりまとめて策定したのとなっております。なお、汚水適正処理構想の中の破線で囲まれている「広域化・共同化計画」は、現在、千葉県が中心となり県内市町村と共に今年度末の策定を目指して作業中で、千葉県構想の一部として位置付けられるものとなります。

具体的には、今後ますます厳しくなる財政状況や、職員数の減少による執行体制の脆弱化に対応するため、既存施設の統廃合や近隣市との業務の共同発注など、行政間の連携による事業の効率化を図ることで、汚水処理事業の持続可能な運営を推進するための方針となります。

(3 ページ)

次に、現在の千葉県及び市川市の汚水適正処理構想の概要についてご説明いたします。

表の上段が千葉県、下段が市川市になります。千葉県では、構想の策定当時、下水道普及率は増加傾向ではありましたが、全国平均と比べるとまだ低い水準となっておりました。また、汚水処理施設の老朽化に伴う改築更新費への対応が全国的な課題とされておりました。一方、平成 26 年 1 月に国土交通省・農林水産省・環境省の 3 省では、事業のウェイトを改築更新にシフトさせていくことを目的に、概ね 10 年で汚水処理シス

テムを概成させることを目指す「アクションプラン」の策定を全国の自治体に求めました。現行の構想は、この3省連名通知に基づき、策定したものになります。構想では、国から求められている概ね10年で概成させることを中期的な目標とし、最終的には市全域で下水道整備を完成させることを長期的な目標とし、2段階の目標を設定しています。

表でお示ししているとおり、千葉県では令和6年度までに汚水処理施設を概成させることを中期的な目標年次としておりますが、本市の構想では外環道路等の道路事業に合わせて千葉県が行う流域下水道の幹線管渠整備の遅れがあり、5年後の令和11年度を概成の目標年次として設定しております。最終的な整備完了は令和16年度を目標年次とし、千葉県の構想と整合を取った内容としております。

なお、本市の汚水処理の概成の考え方ですが、人口が多く張り付いている区域として、「臨海部の工業系用途等を除く市街化区域」およそ3,400ヘクタールを「第一優先整備区域」として位置付け、この区域の下水道整備を優先的に実施することとしております。その他の区域となります「市街化調整区域」や「臨海部の工業系用途地域など」の約1,800ヘクタールは、「第二優先整備区域」として最終の目標年次である令和16年度までに下水道整備を行うこととしております。

ここで、今回の構想見直しの経緯について、大きく2点ご説明させていただきます。

1点目は、下水道法による汚水事業の最上位計画である「流域別下水道整備総合計画」において、目標年次が令和6年度までとなっていることから、国・千葉県により次期計画の策定作業中で、基本的な諸元が概ねまとまってきたところです。この「流域別下水道整備総合計画」は、「汚水適正処理構想」

と整合を図るものであることから、千葉県では「汚水適正処理構想」の見直しを併せて行うこととしております。

2点目は、平成27年度に策定した現行の「汚水適正処理構想」において、概ね10年で汚水処理システムを概成させるための方針として定めた「アクションプラン」が中間年度を経過したことから、国から事業進捗を踏まえた中間点検等を求められているところです。

このような経緯から、本年度、千葉県下一斉に「汚水適正処理構想」を見直すこととなっております。

(4 ページ)

それを受けまして、本市でも今年度「汚水適正処理構想」の見直しを行うものです。

見直しの考え方といたしましては、主に2点ございます。

1点目は、将来の施設維持管理まで含めた短期・中期・長期といった目標年次の再設定です。表は、上段2つが千葉県の現行構想と今回の見直し構想、下段は本市の現行構想を示しております。千葉県の現行構想では、「中期的な目標」・「長期的な目標」と設定していた令和6年度、令和16年度を、それぞれ見直し後では、「短期的な目標」・「中期な目標」と読み替えております。そこに下水道施設の適正な維持管理に関する方針を「長期的な目標」として、令和31年度を新たに設定しております。

千葉県では概成及び完成時期に関する考え方は現行構想と変わりはなく、新たに追加となる「長期的な目標」は、完成後の施設の効率的な維持管理を踏まえた計画として、見直していくこととなっております。本市の下水道整備計画については、現在、千葉県で整備が進められている江戸川第一終末処理場の事業進捗と密接に関わることから、その処理場整備の進捗を踏まえた内容へと見直していきたいと考えておりま

す。

従いまして、今後の千葉県との協議により、見直し後の目標年次を個別に調整していきたいと考えています。

見直しの考え方の2点目は、「広域化・共同化計画」の内容の反映です。本市として予定している広域化・共同化事業は、菅野終末処理場を有する菅野処理区を、千葉県が管理する江戸川左岸流域関連公共下水道に編入し、江戸川第一及び第二終末処理場で処理するものとなります。この編入事業に関しましても、江戸川第一終末処理場の能力に余裕が出来てからになりますので、実施時期は千葉県との協議によるところですが、処理区全体の編入が完了するのは少なくとも、本市の下水道が概成した後になると考えております。

本構想の見直しの考え方は、以上となります。

(5 ページ)

最後に構想の見直しスケジュールですが、関係部署と連携を図りながら、本市構想の見直し方針をとりまとめ、11月頃を目途にパブリックコメントを実施する予定でございます。開催の間隔が短く恐縮ですが、パブリックコメント実施前に一度、本審議会を開催させていただき、皆様にご意見を伺う場を設けさせていただきたいと考えております。

なお、パブリックコメントの結果と、それを踏まえた見直し案については、年明けごろに皆様にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

【 議題3の質疑応答 】

森田会長

ありがとうございました。それでは本件につきましても、ご質問、ご意見等承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

富永委員

最後の市構想の見直しスケジュールのパブリックコメントですが、まだやり方はできていないということですが、コメ

ントをもらう際の抽出する数量、或いは年代、或いは男女の比率とか、そういうコメントをもらう市民の割合というか、方法を取り入れるのでしょうか。それとも、コメントを集めるだけ集めて、その中から、参考意見を取り入れる方法なののでしょうか。

岩佐課長 まず、汚水適正処理構想の見直し案を市で作りまして、その案をホームページ等で公表いたします。そして、それに対する意見を集約しまして、その案を取り入れられるものにつきましては取り入れて案を修正して公表することとなります。

富永委員 例えば市が公表した案について関心のある人がコメントする、それをまとめて意見を市は取り入れて反映させるということですが、意見に偏りが出るのはないか。意見は若い世代、壮年世代、熟年世代と年代によって求めて、市の将来を決めることに、例えば70代80代にたくさんコメントがあったからそこに重点を置くのではなく、特に若い世代の意見を加えるような反映の仕方の方がいいのではないかと思います。

岩佐課長 パブリックコメントの中で、そういった年代を細かく設定する手法ということは難しいと考えておりますが、そういったことができるかどうかは内部で調べたいと思います。

森田会長 パブコメは全くの無記名で、年齢とか性別とかの属性はなしでコメントをいただく仕組みですか。

岩佐課長 公表はしないのですが、市の方ではそういった属性は把握できます。

森田会長 そうすると、今の富永委員のご意見を反映する、例えば、高齢者の意見が多かったなということを検討する余地はあるということですね。

岩佐課長 はい。ご意見につきましては、検討させていただきます。

富永委員

コメントにつきましては検討していただき、長い将来にわたっての構想に対するコメントですので、高齢の方の意見も重要ですが、市川市の将来を担ういわゆる青少年、或いは今の中年の割合を多くしてコメントを求めて、ぜひ反映してほしいと思います。そういう規定はありませんよとか、いい意見があったら取り入れますよとかとは少し違います。結果的に、集まったコメントは何件ありました、それを集計したら、70代80代の方の意見があって、非常に有益な意見として取り上げました、それに加えて、将来を担うような若い世代の意見の数を取り入れてくださいねということです。

岩佐課長

反映できるものにつきましては、反映させていただきます。

阿部委員

すいません、最後のスケジュールの下水道事業審議会というところがあるのですが、今回のこの審議会の役割というのは、いったいどういうものなのでしょうか。構想の見直しについてパブリックコメントを受けて、ここで紹介されるという、報告をしますよという趣旨で書かれているのでしょうか。

森田会長

事務局、今の阿部委員のご質問はわかりましたか。

岩佐課長

パブリックコメントをやると同時に、皆様にも污水適正処理構想の案、こちらの方を説明させていただき、皆様の方からご意見をいただいて、いただいたご意見を污水適正処理構想の方に反映できるものについては反映していきたいと考えております。

森田会長

湯浅委員、どうぞ。

湯浅委員

湯浅です、すみません。

パブコメの案を審議会で皆さんにお諮りして意見を求めて、そのあと調整をしてからパブコメに出すのですか。そうではなくて、そのままパブコメに出すのでしょうか。

そういうことでいいのですよね。

それで、最終的に見直し案は審議会委員さんの意見を含めて見直しをしますよということですか。それがちょっと今の説明だと分かりづらかったのですが。

岩佐課長 パブコメをやる前に、一度審議会の方で案をご説明させていただき、それでいただいたご意見を反映して直せるものがあれば直して、パブコメの方にかけていたとも考えております。

湯浅委員 わかりました。

森田会長 パブコメの案に審議会の意見を反映します、それで直した案をパブコメに出します、それでパブコメの結果で構想が変わるか見直して、それをここで議論するということですね。

岩佐課長 この審議会とパブコメでいただいたご意見を基に修正した案を作りまして、それを最後に審議会の方で、今後こうするというようなことで、最終的には結果を報告ということで三回目は考えております。

阿部委員 そうするとこの審議会は、要するにパブコメと並列した市民の意見としての提供であって、それをプロセスとして一回ここで意見を求めますよと、そういうことをおっしゃってるという、そういうことでよろしいですか。

岩佐課長 そうですね、パブコメをやる前にこの審議会でも先にご意見をいただいて、それとパブコメを合わせまして、それらのご意見を基に策定した汚水適正処理構想を公表していきたいと考えております。

森田会長 他にはよろしいですか。今のところは議事録に起こす時に、パブコメの案を審議会ですべて説明します、その意見を反映してパブコメ案を直すのか直さないのか、というのを議事録に書いていただけますか。

もう一度確認します。パブコメ案を一旦審議会に出しますね。それで、その時にここはこう直した方がいいんじゃない

かという意見が出ると思います。パブコメの中身ではなくて、仕方について意見が出ると思います。それで、市民に出すパブコメの案を直すのですか、直さないのですか。

岩佐課長 それにつきましては、あくまでもご意見を伺うということで、大幅な修正というのはできません。直せるものについては直して、それ以外につきましては、市で作成したものでパブコメを行うと、そういうふうに考えております。

森田会長 汚水適正処理構想案の意見の求め方について整理をします。案を審議会で審議して修正案をパブコメにかけるのか、パブコメには同じ案をかけるのか、のどちらでしょうか。

岩佐課長 案はそのままでパブコメにかけたいと思います。パブコメのご意見と、この審議会ですぐいただいた意見を合わせて、その時点で修正できるものについては修正して、公表したいと考えております。

森田会長 パブコメの案は直しませんということでもいいですね。

岩佐課長 はい。

森田会長 はい、どうぞ。

湯浅委員 そうすると、パブコメで出された意見っていうのが出てきますね。その時にパブコメでの意見ですよというのと、審議会での意見ですよというふうに棲み分けて、見直し案の中で公表結果というか変更理由をそこに載せるんでしょうか。審議会ですぐ出された意見ですよというので、パブコメの後で見直ししてこうなりますよというものと、市民からあったパブコメの意見があります。そう棲み分けて出すんでしょうか。その辺を教えていただければ。

岩佐課長 パブコメにつきましてはパブコメの意見ということで、それはそれで一つの制度ですので、こちらのものについてはパブコメの方ですぐいただいた意見に対して、市の方で回答じゃな

いですが、そういったものを公表するということになります。こちらの審議会については、議事録等ですとか、そういったものの中で、残るような形になります。

森田会長

はい、どうぞ。

湯浅委員

市民からすると変更したものがどういう経緯で変更されているのかわかりづらいのかなと、今の説明ですと、そういうふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

高久部長

すみません今ですね、これから詳細については詰めますが、今考えているのは、最初に案が出来ましたら今説明したようにこの審議会でご意見をいただいて、そのご意見ではその時点では直しません。そのご意見をいただいた上で、その案をパブコメに出しまして、パブコメとしての意見をいただいて、それはどちらの意見としていただいたかは分かるようにしていいと思っています。その意見を基に反映できるものがあれば、審議会でもらった意見とパブコメでもらった意見を反映させて、最終案を作っていきたいというふうに考えています。以上です。

森田会長

この進め方だけは、ちょっと一旦事務局と私の方で整理させていただいてよろしいですか。今日終わってから次回の間一旦整理して、ここはこういう段取りでやりましょうということで整理して、皆さんにご報告したいと思います。他になければ、その他のところで事務局から提案があるかと思えます。（事務局-会長整理事項を別紙に載せています）

【 議題 4 】

松井課長

下水道使用料の改正についてご説明させていただきます。

(1 ページ)

この度、令和 2 年度本市下水道事業審議会の答申に基づき、令和 5 年 4 月よりの下水道使用料改定を内容とする、下

水道条例改正案を9月議会に提出することとなりましたので、ご説明させていただきます。

(2 ページ)

はじめに、答申の概要についてご説明します。

令和2年度に本審議会において、「今後の下水道使用料のあり方について」 諮問を行い、公営企業の経営原則である「独立採算制」による健全な経営を行うため、毎年度、利益を計上すること、資金収支不足を招かないこと、一般会計からの出資金に頼らないことを目標として、本市下水道使用料のあり方について、ご審議いただき、答申をいただいたところです。

主な内容といたしましては、基本料金・従量料金の一律5.6%の引き上げを、令和4年4月1日より行うものとなっております。なお、施行日につきましては、「新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、柔軟に対応すること」との付帯意見がございました。

(3 ページ)

この答申を受け、下水道使用料を改定することになりますが、新型コロナウイルスの感染が未だ収束の兆しがみえないこと、また、昨今の物価高騰が家計などに与える影響を考慮し、2つの点で答申内容と異なる対応をすることといたしました。

まず、1つ目として、一律5.6%の引き上げについて、見直しを行いました。これは、一律5.6%引上げを改め、基本使用料及び利用者が全体の約75%を占める20 m³以下の下水道使用料については、引き上げ幅を答申の半分の2.8%に圧縮し、使用者の負担軽減を図ったことによるものです。

答申と修正後の比較ですが、「1. 下水道使用料表」をご覧ください。基本使用料については、答申では950円でしたが、925円に修正をいたしました。また、10 m³から20 m³以下の単

価については、答申では、151 円でしたが、147 円に修正をいたしました。その結果、「2. 一カ月あたり下水道使用料」のとおり、一般家庭での平均的な使用水量である 20 m³を使用した場合、税抜で、答申では、2,460 円でしたが、修正後は 2,395 円となります。また、大口使用者で、200 m³使用した場合には、答申では 49,940 円でしたが、修正後は 49,900 円となります。

(4 ページ) 2 つ目として、改定時期の延期です。

改定時期につきましては、「新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応する」という付帯意見をふまえ、令和 4 年 4 月 1 日の改定日を 1 年間延期し、令和 5 年 4 月 1 日といたしました。

今後のスケジュールですが、9 月議会にて下水道条例改正議案を提出いたします。可決された場合、10 月から翌年 3 月まで下水道使用者への周知及び、システム改修を行い、令和 5 年 4 月 1 日より下水道使用料改定を行う予定です。

(5 ページ) 続きまして、先程もご説明いたしました、生活保護受給世帯等への減免措置の廃止検討についてご説明します。

今まで、生活保護受給者等に対する下水道使用料の全額減免措置を行ってまいりましたが、下水道使用料の改定を検討するにあたり、様々な課題が見えてまいりました。そのため、現在、廃止を前提として庁内で検討しております。

まず、1. 減免措置の状況ですが、令和 3 年度実績として、対象世帯が 2,579 世帯、減免額は税込みで 4,140 万 1 千円で、一月にすると一世帯あたりでは 1,338 円となっております。

次に、「2. 減免措置の廃止理由について」ですが、2 つあります。

1 つ目は受益者負担の原則との関係です。下水道事業は独

立採算の地方公営企業であり、下水道の利用者は、自ら利用した下水道の受益に応じて、使用料を支払うことになっています。従いまして、使用料を減免された利用者がある場合、他の利用者に受益の範囲を超えて、減免を受けている利用者の分まで、負担を求めることになり適切ではありません。

2つ目は、生活扶助費等との関係です。生活保護法により支給される「生活扶助費」及び中国残留邦人等支援法により生活保護法により支給される「生活支援給付」の基準額は、いずれも衣食や光熱水費等、日常生活の需要を満たす額とされており、下水道使用料も含まれていると解釈されています。そのため、改めて、一般会計から減免分を負担する必要性は低いものと考えられます。

「3. 他市の動向について」ですが、これは関東の政令指定都市と、中核市についての状況をまとめたものですが、減免を行っていない市の方が多く状況あり、政令指定都市では5市のうち3市、また、中核市では11市のうち7市が減免を実施しておりません。

(6 ページ)

以上のことから、減免措置の廃止を検討しておりますが、減免制度の廃止を行うにあたっては、現状の諸物価高騰へ配慮し、激変緩和措置として1年間の経過措置を設け、丁寧に説明を行ったうえで、対応していく必要があると考えております。

具体的には、令和5年4月から9月までの期間は、新規受付は停止しますが、すでに減免されている方については、全額減免を継続します。そして、10月から翌年3月までは、基本料金のみ減額することとし、基本料金に含まれている10 m³を超えた分についてのみご負担していただくようになります。そして最終的には、令和6年4月より全面廃止を行い、他の

方と同様のご負担をお願いしていくこととなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【 議題 4 の質疑応答 】

森田会長 それでは、ご意見いかがでしょうか。

阿部委員 最初に下水道事業審議会で去年に説明を受けた時に、いろいろな収支、経営状況等をご報告いただいて、その大前提となっていたのが、この 154 円の値上がりと、来年の 1 月から実施をするという 2 つの要件の中で資料を説明いただいたと思います。それは、全体としてこういう形になった場合に、一体、これからの使用料、或いは経営状況がどのようになっていくか、大幅に変わっていくと思います。今回は取り急ぎだったのでしょうけど、そのようなものが何もない中で、どう捉えていいのかというのは、正直なところ、コメントのしようがないということが私の感想です。

松井課長 諮問の時と状況が変わっていることと、実際の改定時期が 1 年延びたことで、当初のシミュレーションとかなり異なってきております。現状、今お話ししましたような条件で改定した場合に、今回の使用料の算定期間は令和 6 年度までになりますが、その間につきましては、前回諮問していただきました利益を計上し、資金収支不足を招かないというところはクリアできると考えております。詳しいシミュレーションにつきましては、今行っているところですが、そちらをお示しして、ご理解いただきたいと考えております。

阿部委員 では、今回は第 1 報で、また別途そういう資料がいただけるということですね。

松井課長 はい、お示してご報告したいと思います。

つちや委員 1 点だけ申し上げたいのですが、生活保護世帯の方々の減免措置の話なのですが、緩和措置期間の間に生活保

護世帯の方々にどういう影響が出て、どういう声が上がっているのか、担当は生活支援課になるのかもわかりませんが、そういった他課とも連携していただいて、この緩和措置期間中にどういう声が上がってくるのか、この審議会の機会でもいいですし、そういった声を拾って、できれば我々にもご紹介いただけたらなと思っています。もちろん個人的にはしっかりと自分が聴き取りに行きますけども、先程の別の委員の方もおっしゃっていたように、私は非常に心配しているところでございます。

松井課長

この件につきましては、生活支援課を含めて福祉部の方とも協議をしております。生活保護世帯の方々への影響等、どのような意見が出ているかは注視していかないと考えております。経過措置を1年間設けておりますが、状況がかなり悪化する場合には、また検討したいと考えております。なお、減免を継続する場合でも、下水道使用料を払っていただいている方に負担を求めることができませんので、もし継続する場合は、一般会計の方から、負担をしていただくこととなりますので、その点につきまして財政部と協議しながら検討して参りたいと考えております。

富永委員

市会議員のつちや委員から生活保護世帯の減免について、いろいろ配慮してほしいというような意見がありましたが、私はその市の生活保護関係部署と、おそらくディスカッションを重ね、公的な面、或いは心的、或いは財政的な影響を受ける度合いなどを考慮して、この見直し案を立てたと思うのですが。特に私が注意するのは生活扶助費等との関係で、生活支援給付の基準は、いわゆる給付金の中に、食費及び光熱水費を合算して生活保護費を出しているということであれば、下水道料金をいただくことは、全然問題ないことと私は考え

ています。生活保護受給世帯等への減免措置の廃止については賛成です。

湯浅委員

「2. 答申内容との相違点について」ということで、諸物価高騰による家計への影響を考慮して、5.6%を改めて2.8%にするという表現ですけれども、5.6%から2.8%に圧縮できるのであったら、後2.8%を圧縮できないかなと素朴な疑問なのですが。なぜかといいますと、下水道料金というのは水道の使用量によって決まってくるんですが、だからダブルなのですが、水道使用量が多くなって水道料金が上がると、下水道料金も上がっていくという仕掛けになっていまして。ということは、下水道料金を上げたことによって市民はどう考えるかというのと、この部分の圧縮をどうするかというのと、水道の使用量を少しでも減らしていけば下水道料金の緩和ができるよねと考えて、最初の年は収入がある程度入ってくるのかもしれませんが、次の年からは、水道使用量が圧縮されてしまうのではないかなという心配があります。

数%でも物価が上がれば、それをどうしようかと考えるのは、やはり市民ですので、先程の生活保護受給者の減免云々というものは、公営企業ですからこれは致し方ないのかもしれませんが、この辺は、市町村における水道事業体とか下水道事業体によっても、減免措置があるところとないところがありますので、これはちゃんと精査していかないといけないなと思います。また、周知していかなければいけないなと思います。

もう1つ付け加えていくと、この生活保護受給世帯等への減免措置の廃止ですけれども、これは条例改正ですか。

松井課長

こちらにつきましては、条例改正ではなく、基準の改正になります。

湯浅委員 ということは、これは一本もので考えているのでしょうか。それとも別に考えて、極端には明日にでもできるというような、そういう内容でしょうか。

松井課長 これにつきましては、条例のように議会に諮る案件ではございませんので、使用料改正とは分けて実施することもできます。しかし、今回は下水道使用料の改定に伴って行うものですので、議案自体は下水道使用料の改正しか提出しないのですが、下水道使用料の改正と合わせて説明をさせていただき、ご理解をいただきたいと思えます。

湯浅委員 議会に提案するときの説明としては、この内容も入りますよと。

松井課長 そうです。生活保護減免の廃止も入ります。

湯浅委員 わかりました。企業として、もう少し削れるものとか、いろいろ整理精査していただいて、どのぐらいもう少し圧縮できるのか、先ほどの委員が言われたように、これだけぼんと半分になりましたよというのではなく、内訳の表記されているものがあるとわかりやすいかなと思えました。

つかこし委員 確認を含めて質問させていただきます。まず3ページ目なのですが、利用者全体の75%を占める20 m³以下の下水道使用料については、引き上げ幅を2.8%にするのですが、これは全体の75%ということなので、この2.8%に該当する方は、ほぼ一般家庭の場合という認識で間違いなかったでしょうか。

松井課長 下水道使用料のデータで、一般家庭か事業者なのかという区別したデータがないため、はっきりしたことはわかりませんが、おそらく大半の一般家庭の方は20 m³以下の範囲に収まっているのではないかと考えております。

つかこし委員 大半の一般家庭は引き上げ幅の低い2.8%に該当するというのを伺った上で、次に気になるのは、そうすると、5.6%の

引き上げの方と 2.8%の引き上げの対象になるものと、2つの引き上げ幅がある中で、当然、徴収コスト、このシステムを改修する費用も膨れる部分があるのではないかと思います。下水道事業の経営改善という中での引き上げをするにあたって、この徴収コストがあまりにも上がってしまうと、そもそも引き上げるのが適切であるかどうかという議論にもなるかと思えますので、実際、この 5.6%、2.8%、2つの引き上げ幅を設定するにあたっての費用はいくらぐらいかかるか、もし、おわかりでしたらお話しいただきます。

松井課長

今回の改定に伴う費用というのはまだ正確な見積もりは出ていないのですが、大体概算で 300 万は上回らないものと考えております。また 2.8%と 5.6%と分けておりますけれども、実際改定にあたっては、システムの中の 10 m³ごととか 50 m³ごととかに分けた水量区分ごとの単価を書き換えていきますので、コスト的には一本化しても変わるものではありません。それと、大口の方につきましても、20 m³まで使った部分については、同じように 2.8%で計算しますので、特にこれを分けたことによってコスト増には繋がらないと考えております。

つかこし委員

わかりました。

宮本委員

まず、今回、これは「4. その他」ということで、ただの資料として出されているのですけれども、使用料の改正についてというものは報告になるのでしょうか。それとも、また別の意味を持つものなののでしょうか。今日配られたこの資料の位置付けを教えてください。

松井課長

今回は結論が出ましたので報告という形をとっております。この改定につきましては、令和 2 年度にこちらの審議会で審議していただきまして、答申をいただいております。本来は

施行時期は令和4年4月からであったところ、コロナ禍の状況により、延期になりまして、令和5年から、答申に基づいて改定させていただくところと、見直しを行ったところについて、今回報告させていただきました。

宮本委員 そうですね。今後のスケジュールは、4ページ見ますともう9月議会条例改正で出る予定なのですね。議会で下水道条例の改正が通れば、時期はまた別にしても、金額はもうここで確定されるわけですね。

松井課長 この内容で議案として提出を予定しております。

宮本委員 そうなるかと、今、委員の皆さんのいくつもこういう点が心配だとか言った意見は、まず反映されませんよね。

松井課長 今日の審議会での意見は反映されません。

宮本委員 だから、今日、お話しされた皆さんの意見というのはただの意見としてお聞きしますという状態で終わりということですよ。だから、報告ということなのですね。

松井課長 今回の改定についてはそうです。

阿部委員 最初に質問しましたが、これは報告ということで、再度、資料を示していただいて説明いただくということではない。

松井課長 これは9月議会に提出しますので、必ずこうなるということは可決されないと言えないのですけども、可決された場合につきましては、次の審議会でもこういった形で、改定を考えておりますということをご説明させていただければと思います。

阿部委員 審議会の位置付けというものがよくわからないのですけれども、最初に令和2年度の審議会で答申をしたと、その時にどういう議論がされたかわからないのですけれども、おそらく何か分析されて、トータル5.6%上げて、令和4年の4月1日からやりますよというプロセスを経て決められたものかな

と思ったのです。それで、今回、今度こういう形で改正されますよということについては、報告でいいですよと、そういうプロセスという理解でよろしいのでしょうか。

松井課長

はい、今回はそういったプロセスになります。使用料改正の審議というものは、3年に1度、審議会にお願いしております。今回は令和4年度から6年度までの使用料改定について、答申をいただきました。そのため、今回、改定させていただくのは、1年延びました関係で、令和5年度と6年度の下水道使用料ということになっております。令和7年度以降につきましても、またこの審議会で諮問させていただきまして、その時の最新の経営状況等をお示しして、ご検討のうえ答申いただくということで考えております。

阿部委員

そうすると、これについては改定するという行為は、すべて審議会は関係なく、最初に決めたことというのは一体何であって、この改定というものはさわりながらで検討したという、そういう理解でよろしいですか。審議は経ないで、実は、この審議会というものは何だろうと、そういう感想なのですけど。

松井課長

審議会は令和2年度に、この件につきましては答申いただいております。それで、ただ時間が経って状況が変わったというものもありますが、審議会では5.6%の値上げで答申をいただいておりますので、それを超えた引き上げということはできませんので、その範囲内で少し見直せるところを見直しさせていただき、報告させていただきました。

森田会長

その5.6%上げる議論はしましたので、事務局の思いとしては、その内数なので報告でいいかなと。ただ、全くシミュレーションがなくて、下がったよとか、次の改定がいつ頃になるかとかそういう報告がなかったのはちょっと残念だと皆

さん思っていると思いますけど。

影響があつて、令和2年度の答申からの期間がずれたのですが、それでも下水道事業は何らかの工夫をした結果、大丈夫ですと、何かこうデータがあれば、単純に報告でも皆さんは納得したのかなと思います。

武原委員

生活保護世帯の減免措置なのですが、1年延びたことで来年5年の4月からで、9月まではもう新規受付は停止となっているのですが、そうすると、そのあと半年は基本料金の減免とかばらつきがあるのですが、これは金額的に言ってもたいしたことはないですし、新規受付がもう停止されているわけですから、もう減免は9月まででいいのではないかと、そういう経過措置というものはあまり必要ないと思います。

松井課長

実際やってみないとわからないところもありますが、例えば、千葉市の例を参考にしております。千葉市は昨年令和3年10月に生活保護世帯の減免制度を全部廃止しており、経過措置を1年6ヶ月設けておりました。当時の千葉市の担当者にもお話を聞いたのですが、経過期間の中でかなり問い合わせがあったと聞いています。また、1年6ヶ月は経過期間としては長すぎたかもしれないという感想を聞きましたので、本市の場合は経過措置期間を1年として、少しずつ今の生活設計を整えていただきたいと考えております。

武原委員

新規受付停止の新規の方は、もうその時から減免はないわけですね。同じ条件の生活保護を受けている人は経過措置があるのですよね。それが多額だというのはなんですか、1ヶ月900円の基本料金で、せいぜい2,000円ぐらいに対する減免ですから、千葉市が1年6ヶ月は長いから市川市は1年ぐらいでという考えを今聞きましたが、結局5年の4月からですから今から数えても半年以上あるわけです。9月なら1

年あるわけですから、早く周知してもらって、新規受付と減免廃止の時期を合わせて、あまり経過措置を考えることはないのではないかと思います。

松井課長 ご意見ありがとうございます。今回こちらの廃止につきましては、重大なことと考えておりますので、福祉部門の担当部署とも検討しまして、今減免を受けていらっしゃる方も下水道使用料を減免されている生活に慣れているところもありますので、いきなり廃止するというよりは少しずつ廃止に向けて生活を慣らしていただくように、それで1年という経過措置を考えさせていただきました。

武原委員 それから、下水道使用料の滞納について、滞納分は市川市では以前の方はやるけれど、新しい部分に対してはやらないということですか。

松井課長 やらないという意味ではなくて、令和3年の1月から下水道使用料の徴収業務を、水道と同時に徴収するように、千葉県に業務委託しています。それで、千葉県により、毎月2ヶ月に1回、水道料金と下水道料金を一緒に合わせて徴収しているため、水道料金だけを払って、下水道料金だけを払わないということは起こらなくなっております。

滞納される場合、水道料金と下水道料金の両方を滞納されるという形になります。その場合、滞納に対する収納業務は、県が水道料金と合わせて下水道料金の方も行って、滞納が終了という取り決めになっておりますので、一元化以降は、県の方で下水道部分も滞納整理をしております。

それで、それ以前の令和2年12月までの間、下水道使用料を市川市が単独で徴収していたものにつきましては、引き続き市川市が責任持って収納していきますので、市川市はそちらの方に力を入れて回収しているところです

武原委員 それでは支払いは一緒になるわけですから、すべてもう県の扱いになるということですね。

松井課長 業務自体は県がやるのですけれども、実際下水道使用料で県が徴収した部分は、市川市に還元されてきます。

武原委員 どうしてそのことを聞いたかといいますと、生活の基本的な料金ですけれど、水道料金に関してだけは、全国的に2ヶ月に1度しか検針しないから2ヶ月毎に払うということが多いのです。それで、他の電気とかガスとかは大体、1ヶ月毎、それで千葉県でも、例えば口座振替に限っては分割を考えて、1ヶ月分を払う考え方を取り入れているところが、1ヶ所ありました。全国にも何ヶ所かあります。基本的には2ヶ月に1度となるのですけれど、下水道と水道と一緒にになると、家計簿から払うときは、この分割という考え方がとても支払いやすいのです。それをぜひ、これから検討してもらいたいと、主婦の立場で思います。

松井課長 現状では県の水道に同意を取らないといけない状況がございますので、市川市が単独でというのはちょっと難しいところもあります。今後、そういった考え方などがございましたら、市川市も検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

阿部委員 今回ご報告ということでわかりましたけれども、収支上も大丈夫だという前提があると。そもそも最初5.6%引き上げるときには、かなり厳しいよということだったのでしょうけれども、それが何かしらの要件でかなり改善されたという前提があるかもしれませんが、そういうことで、今回このようにしたいと、払う側からしたらありがたいことです。

ただ一方で、先ほどからお話が出ているように、生活保護者に対して減免をなくすということに展開していくという話

に非常に違和感があります。それであるならば考え方としては、最初の考え方をもってして、生活保護者も救うとかですね、或いは何千万の話でございますのでそこまで全部吸収してしまうとか。今回はコロナ禍にあって、最初にあった話からは一般利用者に対しては便宜を図られていますが、ただやはりどこかで財政的に苦しいところがあって、全体的に見直してみたら、こういうことになりましたというふうに私は理解しているのですが、利用者への負担軽減を考え方のベースとするならば、生活保護者の部分も何とかするということが、自然な気がします。感想として申し上げます。

松井課長

説明がわかりにくくて申し訳ありません。先ほどの経営改善に向けた取り組みのところで、どういったことでお金が足りないのだろうかと一般会計からの基準外繰入金を分析したところ、生活保護者の減免が出てきました。

当初令和2年度に、こちらの審議会で下水道使用料のあり方について諮問させていただいた時には、いわゆる国の繰入基準に基づかない基準外繰入については無くす方向で考えて、下水道使用料はどれぐらいがいいかということでご検討いただいたのですが、そのあと1年間延びたとか、使用料を5.6%もあげることができるのかとか、そういう話が出てきたときに、もう一度基準外繰入金について、本当にゼロにしないといけないのかというところを見直しました。

そして、先ほどご説明しましたように、下水道使用料から負担するは合理的でないものがいくつか出てきました。今までは、特に意識しないで、お金がこれだけ足りないからということで基準外繰入金という形でもらっていたのですが、財政当局の方からも、なるべくそういうものはもうゼロにしてほしいということで言われておりました。

その中で、そうは言っても使用料に転嫁するのは合理的でない、例えば雨水工事に関わる資金収支不足分や、受益者負担金の減免分というのは、きちんと財政の方に説明して、これについては一般会計から負担することで了解をもらいました。

しかし、生活保護の減免につきましては、一般会計側もすでに生活保護費の中で保障されている部分を、また重ねて下水道使用料の減免ということで、一般会計から負担するのは、逆に理由が見つからないということになりました。

そのため、今回は、一般会計からも下水道使用料からも負担できないという結論になりまして、減免廃止という方向にさせていただきました。下水道使用料の改定が出てこなければ、なかなかこういった問題も出てこなかったかもしれませんが、今回の改正案作成の際に出てきたということで、併せて減免廃止ということで考えております。

高久部長

補足させていただきますけども、今回は 20 m³までを、本来 5.6%のところをその半額の 2.8%にしたというものは、そのお金の分が足りるようになったから半額で済むようになったということではなくて、政策として、今回はその部分を半額にしています。その足りない分はどうするのかというと、一般会計からの繰入となるのですが、それは財政当局と協議をして了解を得ています。この時期ということもありまして、下げたということでもありますので、お金が足りるようになったから下げたということではないということをごさいます。

森田会長

他にはありませんでしょうか。それでは、本日協議しました審議事項についてはすべて終了しました。これで、令和 4 年度の第 1 回審議会を終了したいと思います。

(別紙)

【事務局 - 会長整理事項】

- ・ 汚水適正処理構想案についてパブリックコメント制度を通じて市民から意見をいただく。
- ・ 同じ案を審議会で審議し、意見を聴取する。
- ・ 市は両方の意見を合わせて、修正できるものは修正し、公表する。